

○国土交通省令第四十四号

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号）附則第二項の規定により読み替えて適用する同令第一条の規定に基づき、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年四月一日

国土交通大臣 北側 一雄

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則（昭和四十七年自治省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 平成十六年新潟県中越地震による災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域内の移転促進区域内にある住居の集団的移転を促進するため緊急に整備する必要があると認めら

れる住宅の用に供する一団の土地についての第一条の規定の適用については、当分の間、同条中「十戸」とあるのは「五戸」と、「二十戸」とあるのは「十戸」とする。

#### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。